

表 商業大臣規則2024年第3号別紙4（LAMPIRAN IV）における一般旅客による持ち込み制限の内容

対象品	金額および/または限度額	No (注)
I.動物および動物製品 法令別紙 1（LAMPIRAN I）の1番から190番まで	1人あたり5キログラムまで、かつ 1,500米ドル	6
II.コメ 法令別紙 1 の191番から203番まで	1人あたり5キログラムまで、かつ 1,500米ドルまで	5
II.トウモロコシ 法令別紙 1 の204番から205番まで	1人あたり5キログラムまで、かつ 1,500米ドルまで	5
IV.真珠 法令別紙 1 の206番から209番まで	FOB価格で1,500米ドルまで	4
V.砂糖 法令別紙 1 の210番から215番まで	1人あたり5キログラムまで、かつ 1,500米ドルまで	3
VII.ニンニク 法令別紙 1 の657番	1人あたり5キログラムまで、かつ 1,500米ドルまで	3
VIII.園芸製品 法令別紙 1 の658番から689番まで	1人あたり5キログラムまで、かつ 1,500米ドルまで	5
XXI.水産加工品 法令別紙 1 の1456番から1842番まで	1回につき25キログラムまで	5
XXII.携帯電話、携帯情報端末、タブレット・コンピュータ 法令別紙 1 の1843番から1845番まで	1人2台まで、1年間につき1回まで	8
XXV.飲食物 法令別紙 1 の1855番から2086番まで	FOB価格で1,500米ドルまで	9
XXVI.伝統医学と健康補助食品 法令別紙 1 の2087番から2123番まで	FOB価格で1,500米ドルまで	10
XXVII.化粧品と家庭用健康用品 法令別紙 1 の2124番から2161番まで	1人あたり20個まで	10
XXVIII.その他の繊維製品 法令別紙 1 の2162番から2250番まで	1人あたり5個まで	12
XXIX.おもちゃ 法令別紙 1 の2251 番から2271番まで	FOB価格で1,500米ドルまで	10
XXX.かばん 法令別紙 1 の2272 番から2294番まで	1人あたり2個まで	12
XXXIV.アルコール飲料 法令別紙 1 の3214番から3266番まで	1人あたり1リットルまで	2
XXXVI.履物 法令別紙 1 の3277番から3319番まで	1人あたり2足まで	14
XXXVII.エレクトロニクス 法令別紙 1 の3320番から3458番まで	1人あたり5個まで、かつFOB価格で 1,500米ドルまで	13
XXXVIII.二輪または三輪自転車 法令別紙 1 の3459番から3462番まで	1人あたり2台まで	12
XXXIX.プラスチック製品 法令別紙 1 の3463番から3602番まで	FOB価格で1,500米ドルまで	10

（注）商業大臣規則2024年第3号別紙4における、各対象商品毎の記載該当箇所。

（出所）商業大臣規則2024年第3号別紙4を基にジェトロ作成